

## 富山県教育委員会規則第 16 号

### 富山県映像センター規則

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、富山県民生涯学習カレッジ条例（昭和 63 年富山県条例第 22 号。以下「条例」という。）第 4 条第 10 号の映像センターの運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

**第 2 条** 条例第 4 条第 10 号の映像センターの名称は、富山県映像センター（以下「映像センター」という。）とする。

(業務)

**第 3 条** 映像センターは、映像を活用した文化・学習活動及び情報提供活動の活性化を図るため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 映像資料に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 映像資料の収集、制作及び保存に関すること。
- (3) 映像資料の活用に関すること。
- (4) 映像資料の調査及び研究に関すること。
- (5) 映像センターの施設、設備及び映像資料を県民の利用に供すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、映像センターの業務目的を達成するために必要な事業

(運営のための意見聴取)

**第 4 条** 富山県教育委員会（以下「委員会」という。）は、別に定めるところにより、優れた識見を有する者等から、映像センターの運営に関し必要な意見を求めるものとする。

(利用者の義務)

**第 5 条** 映像センターを利用する者（以下「利用者」という。）は、富山県民生涯学習カレッジ学長（以下「学長」という。）の指示に従うものとする。

- 2 利用者は、映像センターの施設、設備及び映像資料を利用の目的に従い適切に取り扱わなければならない。
- 3 利用者は、映像センターの施設、設備及び映像資料について、損傷、滅失その他重大な事故が生じたときは、直ちに学長にその状況を報告し、学長の指示に従わなければならない。

(利用の禁止等)

**第 6 条** 学長は、利用者がこの規則に違反した場合は、利用を禁止し、又は必要な措置を講ずることができる。

(損害の賠償)

**第 7 条** 利用者は、故意又は過失により、映像センターの施設、設備及び映像資料を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(利用の承認)

**第 8 条** 教育的又は文化的目的のために、次表に掲げる映像センターの施設及び設備又は映像資料を利用しようとする者は、あらかじめ、委員会の承認を受けてこれを利用することができる。

区 分	項 目
施 設	ハイビジョン学習室、映像工房及びスタジオ（調整室を除く。）
設 備	ハイビジョン学習室に附属した資料提示用機器、映像工房に附属したビデオ編集機器及びマルチメディアソフト製作機器並びに映像機器のうち委員会が指定したもの
映像資料	著作権法（昭和45年法律第48号）上利用が可能な映像資料

2 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認をしないものとする。

- (1) 営利を目的としていると認められるとき。
- (2) 特定の政治団体又は宗教団体の宣伝に使用されると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が教育的又は文化的見地から利用が不適当と認めるとき。

3 第1項の承認には、映像センターの施設、設備及び映像資料の管理上必要な条件を付することができる。

（施設外利用）

**第9条** 前条第1項の表に掲げる設備（映像機器のうち委員会が指定したものに限る。）及び映像資料は、次に掲げる場合は、映像センターの施設外において利用（以下「施設外利用」という。）することができる。

- (1) 県内に居住する者（法人にあっては、県内に主たる事務所を有する者）、県内の事務所若しくは事業所に勤務する者又は県内の学校に在学する者が映像資料（16ミリ映画フィルムを除く。）を利用する場合
- (2) 県内の市町村、学校その他の教育機関又は教育団体が設備又は映像資料を利用する場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が特に認める場合

2 施設外利用をすることができる映像資料の数は、未返還の映像資料の数と合わせて5点以内とする。ただし、委員会が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

3 施設外利用の期間は、7日以内とする。返納の期日が映像センターの休所日に当たるときは、その翌日までとする。

（利用の手続）

**第10条** 第8条1項の承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる申請書を委員会に提出しなければならない。前条の規定により施設外利用する者にあつては、併せて住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）を証明する書類を提示しなければならない。

- (1) 施設及び設備の利用 施設・設備利用申請書（様式第1号）
- (2) 映像資料の利用 映像資料利用申請書（様式第2号）

2 委員会は、施設外利用を承認した者に対し、映像センター利用カード（次項において「利用カード」という。）を発行することができる。

3 前項の利用カードの発行を受けた者は、当該利用カードの提示をもって、第1項に規定する住所を証明する書類の提示に替えることができる。

( 転貸の禁止等 )

**第 11 条** 第 8 条第 1 項の承認を受けた者 ( 以下「利用の承認を受けた者」という。 ) は、当該承認によって生ずる権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

2 利用の承認を受けた者は、その利用を修了したとき ( 第 6 条の規定により利用を禁止されたときを含む。 ) は、直ちに施設を原状に復し、又は設備若しくは映像資料を返還するとともに、利用状況報告書 ( 様式第 3 号 ) を委員会に提出しなければならない。

( 映像資料の複写 )

**第 12 条** 著作権法第 31 条第 1 号の規定により、調査研究の用に供するため、映像資料の一部分の複製物の提供を求める者は、委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の場合において、複製に係わる費用は、申請者の負担とする。

3 県が著作権を有する映像資料の全部の複製に係わる手続き等については、別に定める。

( 映写機の登録 )

**第 13 条** 映像資料のうち、16 ミリ映画フィルムを映写するときは、委員会に登録された映写機を使用しなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、16 ミリ映写機登録申請書 ( 様式第 4 号 ) を委員会に提出しなければならない。

3 委員会は、前項の申請があったときは、当該 16 ミリ映写機を検査し、これに合格したときは、これを登録するものとする。

( 映写機の検査 )

**第 14 条** 委員会は、既に登録を受けた 16 ミリ映写機について、定期の検査及び臨時の検査を行うものとする。

2 委員会は、前項の検査を受けなかった映写機又は検査に不合格となった映写機があったときは、これらの 16 ミリ映写機について必要な措置をとるよう求めるものとする。

( 映写機操作の技術認定 )

**第 15 条** 映像資料のうち、16 ミリ映画フィルムを映写するときは、委員会の技術認定を受けた者が登録を受けている 16 ミリ映写機を操作しなければならない。

2 前項の技術認定は、委員会の認める 16 ミリ映写技術者講習会において全課程を受講し、かつ、所定の検定に合格した者に対して行う。この場合において、委員会は、当該合格者に 16 ミリ映写機操作技術認定証を交付する。

( 細 則 )

**第 16 条** この規則に定めるもののほか、映像センターの運営に必要な事項は、別に定める。

## 附 則

1 この規則は、平成 12 年 1 月 1 日から施行する。

2 富山県生涯学習カレッジ備付視聴覚教材教具使用規則 ( 昭和 45 年富山県教育委員会規則第 6 号 ) は、廃止する。

3 この規則の施行の際現に富山県生涯学習カレッジ備付視聴覚教材教具使用規則の規定により登録を受けている 16 ミリ映写機及び免許を受けている 16 ミリ映写機操作者は、この規則の相当する規定により登録を受けている 16 ミリ映写機並びに技術認定及び 16 ミリ映写機操作技術認定証の交付を受けている者とみなす。

( 教・生涯学習室 )

